2022 年 11 月 10 日

ジャフコ グループ株式会社
取締役会 御中

株式会社シティインデックスイレブンス
代表取締役　福島　啓修

拝啓　時下ますますご清栄のことお慶び申し上げます。

昨日（11 月 9 日）、貴社と面談をさせていただきましたが、弊社における考え方を下記に記させていただきます。また、下記については、弊社としては応募契約を結ぶためには譲歩できない点であると考えており、明日（11 月 11 日）17 時からの面談時に、これに対する貴社の考え方を教えていただけますようお願いいたします。弊社は、従来の方針どおり、貴社と合意に至らない場合、秘密保持契約の有効期間満了後に、これまでの貴社とのやり取りについて、株主の皆様に対する開示を含め、これを公表する予定ですが、弊社としましても、貴社との対話を経て考え方は近づいてきているものと考えており、最終的には合意に達し、貴社経営陣の皆様とともに貴社の株主価値向上を実現することを望んでおります。

記

① 現在貴社から提示いただいております自己株式取得の公開買付けについては、事前に予告を公表するものとし、公開買付価格はその予告の公表日から一定日数経過後の市場価格が 2500 円から 2800 円までのレンジであった場合に、それを基準として実施されるものと理解しております。もし市場価格が 2500 円未満、または 2800 円超となった場合には、公開買付けが実施されないと考えておりますが、公開買付けが実施されない場合においても、400 億円の自己株式取得は市場買付けの形であっても実施し、他の株主価値向上策（野村総研株式の全株売却、売却後の現預金を 600 億円程度、1200 億円までの純資産圧縮、ファンド出資比率を 20%まで減少させること）も実施いただけますようお願いいたします。

② 弊社らが応募契約を締結したにもかかわらず自己株式取得の公開買付けが実施されない場合には、弊社らにおける貴社株式についての売買の自由を認めていただけますようお願いいたします。弊社は貴社の要望に応じる形で、応募契約を結ぶところまで譲歩するのですから、応募契約の締結に至った場合は、その時点で、弊社らをターゲットとした現在の買収防衛策は廃止してください。貴社がどうしても買収防衛策を導入したいのであれば、現在の買収防衛策を廃止した後、定時株主総会で株主の皆様に一般的な買収防衛策の導入について図るべきであると考えます。これに関連して、弊社は、貴社が株主価値向上策を実施し、貴社株式が PBR 1 倍を超える場合には売却するつもりです。

③ 2500円から2800円のレンジで行われる自己株式取得の公開買付けにおける市場価格に対するディスカウント率ですが、固定で1%のディスカウント率、または、2500円の場合は0%、2800円での場合は2%という変動ディスカウント率としてください。ただし、この点は上記①、②と比べれば重要な問題ではないと考えられますので、①と②についてのご回答を優先してください。

敬具